

(第32号議案)

中野区立公園条例(昭和33年中野区条例第22号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第2条の5 (略)</p> <p><u>(公園施設に関する制限)</u></p> <p>第2条の6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、<u>100分の50とする。</u></p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>(権限の代行)</p> <p>第16条 法第5条の11の規定により、区長に代わつてその権限を行う者は、この条例の適用については、第2条、次条、第18条、第23条、第25条及び第26条を除くほか、区長とみなす。</p> <p>第17条～第27条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(東京都中野区立中野上高田公園に係る公園施設に関する制限の特例)</u></p> <p>6 <u>東京都中野区立中野上高田公園に係る第2条の6の規定の適用については、同条中「100分の50」とあるのは、「100分の75」とする。</u></p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(中野区立公園条例の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p>2 <u>中野区立公園条例の一部を改正する条例(平成29年中野区条例第55号)の一部を次のように改正する。</u></p>	<p>第1条～第2条の5 (略)</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p>(権限の代行)</p> <p>第16条 法第5条の3の規定により、区長に代わつてその権限を行う者は、この条例の適用については、第2条、次条、第18条、第23条、第25条及び第26条を除くほか、区長とみなす。</p> <p>第17条～第27条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>

附則に1項を加える改正規定中「6 平成30年7月1日」を「7 平成30年7月1日」に改める。

附則第2項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

中野区立公園条例の一部を改正する条例（昭和33年中野区条例第22号）新旧対照表

改正案	現行
<p>中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>（使用料の額等の特例措置）</p> <p><u>7</u> 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「100円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施行日前に別表第3に掲げる多目的運動場について改正後の<u>附則第7項</u>に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までに掲げる有料施設（集会場及び自動車駐車場を除く。）、附属施設及び附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、別表第3及び改正後の別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定に同項の規定を</p>	<p>中野区立公園条例（昭和33年中野区条例第22号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の1項を加える。</p> <p>（使用料の額等の特例措置）</p> <p><u>6</u> 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「100円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 施行日前に別表第3に掲げる多目的運動場について改正後の<u>附則第6項</u>に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料並びに別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までに掲げる有料施設（集会場及び自動車駐車場を除く。）、附属施設及び附属設備について同項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、別表第3及び改正後の別表第5(1)の表から別表第5(3)の表までの規定に同項の規定を</p>

適用した場合の別表第3及び別表第5(1)の表から
別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。

3 (略)

適用した場合の別表第3及び別表第5(1)の表から
別表第5(3)の表までの規定を適用した額とする。

3 (略)